

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
である生徒に対する教育を行う特別支援学校

高等部生徒指導要録

[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]

高等部生徒指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分	学年	1	2	3
ホームルーム				
整理番号				

学 籍 の 記 録							
生 徒	ふりがな			性 別	入学・編入学	令和 年 月 日 第1学年 入学	第 学年編入学
	氏 名					令和 年 月 日 第 学年転入学	
	生年月日	年 月 日	日生		転 入 学		
	現住所			転学・退学		(令和 年 月 日)	
					令和 年 月 日		
保 護 者	ふりがな			留 学 等	令和 年 月 日		
	氏 名				～令和 年 月 日		
	現住所			卒 業	令和 年 月 日		
入学前の経歴		令和 年 月 卒業		進 学 先 ・ 就 職 先 等			
学 校 名 及 所 在 地 <small>(分校名・所在地)</small> <small>(分教室名・所在地)</small> 学 科 名							
年 度		令和 年度		令和 年度		令和 年度	
区分 / 学年		1		2		3	
校長氏名印							
ホームルーム 担任者氏名印							

各教科・科目等の修得単位数の記録

各学科に共通する各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計
	国語		
地理歴史			
公民			
数学			
理科			
保健体育			
芸術			
外国語			
家庭			

主として専門学科において開設される各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計
	情報		
理数			
学校設定教科			
主として専門学科において開設される各教科・科目			

主として専門学科において開設される各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計
	主として専門学科において開設される各教科・科目		

総合的な探究の時間	
-----------	--

自立活動	
------	--

留 学	
-----	--

様式2 (指導に関する記録)

学年	ホームルーム	整理番号	生徒氏名	学校名		
各教科・科目等の学習の記録					入学時の障害の状態	
各教科・科目等		※観点別 学習状況	評 定	修得単 位数の計	備 考	
		知識・技 能	思考・判 断	主体的		
教科等	科目等				総合的な探究の時間の記録	
					学習活動	観 点
各学科に共通する各教科・科目	国語					
	地理史					
	公民					
	数学					
	理科					
	保健育					
	芸術					
	外国語					
	家庭					
	情報					
	理数					
	定学校 教科設					
	主として専門学科において開設される教科・科目					
総合的な探究の時間					特別活動の記録	
					内 容	観 点
					ホームルーム活動	
					生徒会活動	
					学校行事	
					自立活動の記録	
					()	
					総合所見及び指導上参考となる諸事項	
					出欠の記録	
					授業日数	出席停止・ 忌引等の 日数
					留学中の 授業日数	出席しなけれ ばならない日 数
					欠席日数	出席日数
					備 考	

※「観点別学習状況」の欄は、左から「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

高等部生徒指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録（様式1）

原則として住民票の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

1 ホームルーム、整理番号

生徒の毎学年の所属ホームルームと整理番号を記入する。整理番号は、学校の実情に応じて適切に付ける。

2 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

原則として住民票の記載に基づき記入する。「現住所」は県名から記入する。

3 保護者の氏名及び現住所

(1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行なう者を、親権を行う者がいないときには、後見人を記入する。

(2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記する。

(3) 入学時、成年に達している生徒については、保護者の欄に保証人（成人した家族を含む）について記入する。

4 入学前の経歴

高等部に入学するまでの教育関係の略歴（学校名及び卒業年月）を記入する。例えば、「令和〇年〇月〇〇県立〇〇特別支援学校中学部卒業」又は「令和〇年〇月〇〇市立〇〇中学校卒業」というように記入する。

なお、特別支援学級や通級指導教室、外国において受けた教育の実情なども記入する。

5 入学・編入学

(1) 入学

校長が入学を許可した年月日を記入する。この場合は、「第 学年編入学」の文字を一本線（黒）で削除する。

なお、他の特別支援学校高等部又は高等学校に入学した者が、第1学年の中途に転入学した場合は、この欄に記入しないで「転入学」の欄に記入する。

(2) 編入学

在外教育施設や外国にある学校等から編入学した場合、過去に特別支援学校の

高等部又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学していた者などが入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。なお、この場合には、「第1学年入学」の文字を一本線（黒）で削除する。

また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

6 転入学

他の特別支援学校の高等部又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入する。

また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。

7 転学・退学

(1) 転学について

他の特別支援学校の高等部又は高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に転学する場合には、そのために学校を去った年月日※をこの欄の上部（ ）内に記入した上で、下部に転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日を記入し、下の余白に転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入する。

※「学校を去った年月日」とは、その学校に最後に登校した日のことである。学校に最後に別れを告げに来ただけのような場合でも、その日を記入する。

(2) 退学について

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入し、下の余白にその事由等を記入する。

(3) その他

生徒が死亡した場合は、除籍年月日を上部（ ）内に記入し、下の余白にその事由等を記入する。

8 留学等

留学又は休学について校長が許可した期間を記入する。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。

9 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

10 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。就職しながら進学した者については、上記の両者を記入する。

また、福祉施設に入所・通所した者については、施設名並びに施設の種類及び所在地等を記入する。

なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入する。

卒業の際、進路が決まっておらず記入できない者については、確定した時に記入するようにする。

11 学校名及び所在地、学科名

(1) 学校名及び所在地

学校名及び所在地を記入する。分校の場合は、本校名及び所在地のほか、分校名及び所在地を記入する。分教室は分校と同じ要領で記入する。

(2) 学科名

普通科、専門教育を主とする学科の名称を記入する。

12 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入する。同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。

学年末又は生徒の転学・退学の際は、記入について責任を有する校長及びホームルーム担当者が押印する。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名を行うことで替えることも可能である。

13 各教科・科目等の修得単位数の記録（様式1裏面）

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入する。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録する。

また、留学により認定された修得単位数がある場合には、それを記入する欄等に適切に記入する。

Ⅱ 指導に関する記録

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）高等部における指導に関する記録については、各教科・科目等の学習の記録（各教科及び科目の名称、それぞれの科目ごとの学年や年度ごとの観点別学習状況、評定及び修得単位数、それぞれの科目ごとの修得単位数の合計並びにそれぞれの科目等の履修上の特記事項等、総合的な探究の時間の学年や年度ごとの修得単位数及び総合的な探究の時間の修得単位数の合計並びに留学による学年や年度ごとの修得単位数及び留学による修得単位数の合計）、総合的な探究の時間の学年や年度ごとの修得単位数及び総合的な探究の時間の修得単位数の合計並びに自立活動の学年や年度ごとの修得単位数及び自立活動の修得単位数の合計、留学による学年や年度ごとの修得単位数及び留学による修得単位数の合計）、総合的な探究の時間の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について記入するほか、入学時の障害の状態について記入する。

特別支援学校高等部に在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

1 各教科・科目等の学習の記録

観点別学習状況、評定及び修得単位数について記入する。

(1) 「観点別学習状況」について

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）（以下「高等学校学習指導要領等」という。）に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A、B、Cの記号により記入する。この場合、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとする。

また、各教科の評価の観点及びその趣旨並びにそれらを学年別、分野別に示したものは、126～135ページのとおりである。

(2) 「評定」について

高等学校学習指導要領等に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を5段階で表し、5、4、3、2、1の表示により記入する。その表示は、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1とする。

評定に当たっては、評定は各教科・科目の学習の状況を総合的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定等については、各学校において定める。

(3) 学校設定教科に関する科目の評価について

学校設定教科に関する科目は、評定及び修得単位数を記入するが、当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、観点別学習状況の評価や評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を端的に記述するなど、評価の在り方等について工夫する。

(4) 修得単位数

各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入する。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行う。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録する。

(5) 総合的な探究の時間の修得単位数

総合的な探究の時間の学習活動について、修得を認定した単位数を記入する。

(6) 自立活動の修得単位数

自立活動の学習活動について、修得を認定した単位数を記入する。

(7) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入する。この場合、外国のカリキュラムを逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。

なお、外国の高等学校等の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付する。

(8) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入する。

- ① 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）第1章第2節第2款第3（1）イ（イ）に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に

代えることを認める場合

- ② 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の特別支援学校高等部（高等学校又は中等教育学校の後期課程を含む。）において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等部における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合
- ③ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合
- ④ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

2 総合的な探究の時間の記録

総合的な探究の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を入力した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を入力する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

(1) 「学習活動」について

当該学年で実施した学習活動を記入する。目標の実現に向けて生徒が探究的な学習に取り組む課題については、学校の実態に応じて、

例えば

- ・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題
- ・地域や学校の特色に応じた課題
- ・生徒の興味・関心に基づく課題
- ・職業や自己の進路に関する課題

などを設定する。

活動名をどのように表現するかについても各学校に任されているが、活動の内容が一般的に理解できる表現で記入する。

(2) 「観点」について

評価の観点については高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、143ページを参考に定める。

(3) 「評価」について

観点ごとの分析的な評価をもとに学習状況の特徴や進歩の状況、身に付けた力などを総括的に記述する。

3 特別活動の記録

特別活動の記録については、次のことに留意し、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、評価を記入する。

(1) 「観点」について

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において144ページを参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば、以下①から③のような具体的な観点を設定することが考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

① 評価の観点及びその趣旨をもとにした例

- ・よりよい生活を築くための知識・技能
- ・集団や社会の形成者としての思考・判断・表現
- ・主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度

② 特別活動における資質・能力の視点（「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」）をもとに重点化を図った例

- ・集団や社会に参画するための知識・技能
- ・協働してよりよい生活や人間関係を築くための思考・判断・表現
- ・主体的に目標を立てて共によりよく生きようとする態度

③ 社会参画に重点化を図った例

- ・多様な他者と協働するために必要な知識・技能
- ・集団や社会をよりよくするための思考・判断・表現
- ・主体的に集団活動や生活をよりよくしようとする態度

(2) 「評価」について

各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして「十分満足できる活動の状況にある」と判断される場合には、○印を記入する。

4 自立活動の記録

自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行

った場合、その検査結果に関すること

- ④ 特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）第1章第2節第4款1（2）の規定により、自立活動の授業時数を単位数に換算した場合の単位

5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記入する。特に⑥のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 取得資格
- ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、知能や学力について標準化された検査結果等指導上参考となる諸事項
- ⑦ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見
- ⑧ 交流及び共同学習を実施している生徒については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

6 入学時の障害の状態

入学時における障害の種類及び程度等について、調査票等に記載されている病名、起因疾患や障害の状態等を、箇条書きで端的に記入する。

7 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。ただし、教員を派遣して教育を行なった生徒については、当該生徒に対して授業を実施した総日数を記入する。

学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

なお、授業とは学校において編成した教育課程を実施することであるから、例えば、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間における生徒の出校日等は、それが教育課程として実施されたものでない限りは授業日とはみなさない。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、出席の取扱いについては、以下の①から②に留意する。

- ① 学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。
- ② 平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で

適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数を記入する。

(7) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況、その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

また、不登校生徒で(6)②に該当する場合には、生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。